

奈良県立高等学校等職員及び奈良県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

奈良県教育委員会規則第十五号

奈良県立高等学校等職員及び奈良県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等職員及び奈良県費負担教職員の標準的な職を定める規則（平成二十八年三月奈良県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「掲げる職制上の段階」の下に「（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十七条（同法第四十九条、第四十九条の八及び第八十二条において準用する場合を含む。）、第六十条（同法第八十二条において準用する場合を含む。）、第七十九条及び第八十二条において準用する第二十七条並びに奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）第三十一条の三及び第三十一条の七に規定する職の段階をいう。以下同じ。）」を加え、同条の表を次のように改める。

職務の種類	職制上の段階				標準的な職			
一 県立学校職員が行う職務	一 校長	二 教頭	三 主幹教諭	四 教諭、養護教諭、栄養教諭並びに実習助手、寄宿舎指導員及び講師のうち、一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十三年九月奈良県条例第三十三号。以下「条例」という。）の教育職給料表（二）の適用を受けている者でその属する	校長	教頭	主幹教諭	教諭

二 県費負担 教職員が行 う職務									
	二 教頭	一 校長	十一 主任技能員、 技能員及び業務員	十 指導技能員	九 学校栄養士（条例の医療職給料表(二)の適用を受けている者でその属する職務の級が四級以下であるものに限る。）	八 主査、主任主事、主事及び学校司書（条例の行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が三級以下であるものに限る。）	七 係長、調整員、主任主査、学校司書（条例の行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が四級であるものに限る。）及び学校栄養士（条例の医療職給料表(二)の適用を受けている者でその属する職務の級が五級であるものに限る。）	六 事務長及び副主幹	五 実習助手、寄宿舎指導員及び講師のうち、条例の教育職給料表(二)の適用を受けている者でその属する職務の級が一級であるもの
教頭	校長	技能員	指導技能員	技師	主事	係長	事務長	講師	

<p>三 主幹教諭</p>	<p>主幹教諭</p>
<p>四 教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（条例の教育職給料表（三）の適用を受けている者でその属する職務の級が二級であるものに限る。）</p>	<p>教諭</p>
<p>五 講師（条例の教育職給料表（三）の適用を受けている者でその属する職務の級が一級であるものに限る。）</p>	<p>講師</p>
<p>六 事務職員（条例の行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が四級であるものに限る。）及び学校栄養職員（条例の医療職給料表（二）の適用を受けている者でその属する職務の級が五級であるものに限る。）</p>	<p>係長</p>
<p>七 事務職員（条例の行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が三級以下であるものに限る。）</p>	<p>主事</p>
<p>八 学校栄養職員（条例の医療職給料表（二）の適用を受けている者でその属する職務の級が四級以下であるものに限る。）</p>	<p>技師</p>

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。